

平成29年度 甌島ツーリズム推進協議会運営補助金 評価表 NO. 2

所管部課名	甌はひとつ推進室	担当者	西園 友宏					
事務事業名	甌島ツーリズム推進事業費							
根拠法令	甌島ツーリズム推進協議会運営補助金交付要領、離島振興法第7条の2第1項							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成29年度 予算額	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容				
	13,500千円	千円	500千円	13,000千円	地域活性化交付金			
	指標名	目標値	目標年度					
成果指標①	入込客数の増(日帰り+宿泊者数)	10万人	平成34年度					
成果指標②	エコツーリズム推進法の認定	認定	平成31年度					
補助対象者	甌島ツーリズム推進協議会							
補助対象経費	甌島の資源を活かした観光振興を図るために設立した「甌島ツーリズム推進協議会」の運営に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	甌島ツーリズム推進協議会及び各部会(地域振興、観光振興、環境保全、教育推進)の事業推進及び活動に対して運営補助を行うもの							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	予算に定められた範囲内							
上記項目の積算方法	年間の活動計画に基づき算出							
補助を 受ける 3年 の事業 (団体 等)の 決算 状況	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	0		0	0.0%	3,750,000	26.8%
		会費収入				0.0%		0.0%
		事業収入				0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成				0.0%	3,750,000	26.8%
		市補助金			4,453,532	100.0%	10,247,791	73.2%
		預金利息			177	0.0%	60	0.0%
		(前年度繰越金)				0.0%		0.0%
	計	0		4,453,709	100.0%	13,997,851	100.0%	
	支出	会議費			785,640	17.6%	320,930	2.3%
		人件費(報酬、賃金、保険)			300,000	6.7%	4,863,710	34.7%
		事務費			1,751,517	39.3%	1,383,945	9.9%
		事業費			1,616,552	36.3%	7,429,266	53.1%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
(翌年度繰越金)					0.0%		0.0%	
計	0		4,453,709	100.0%	13,997,851	100.0%		
支出計/前年度支出計						314.3%		
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金						0.0%		
交付件数			1		1			
成果指標の推移①			73,392人		90,813人			
成果指標の推移②			-		-			
特記すべき事項等	【前回評価】なし(平成27年度創設) 【事業のPR方法】HP運営と季刊誌発行、その他媒体による発信 【費用対効果】地域振興、観光振興、その他自然環境、社会教育関係の事業に取り組んでおり、地域の意識向上へ寄与している。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	観光を柱とした地域振興を図ることを目的として、協議会及び4つの部会が活動しており、海岸漂着物清掃イベントなど様々な事業を展開し、島民の意識醸成をはじめとしたツーリズムの推進に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	<p>① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。</p> <p>② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。</p>
	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)		
有効性		A	<p>① 達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)</p> <p>② ジオパーク認定を見据えた取組みや各種会議の開催、各事業の展開が島民の意識醸成に繋がっており、島の将来的な地域振興に繋がっていくと考えられる。</p>
適格性及び妥当性		A	島民の意識醸成のためには、行政主導ではなく、島内におけるコミュニティや観光事業者など様々な主体が関わる組織が行うことが重要である。
		A	行政・地域・各事業者等の多様な主体の参画による協議会の運営費であり、他の助成制度を活用しながら島の将来を担う重要な組織を育成していきたい。
		B	人材不足も深刻である甑島地域においては、協議会の将来的な自主運営については、大きな検討課題である。
		A	当該補助事業以外に環境省から補助を受けてエコツーリズムの推進を行っており、甑島全体の地域振興につながっている。
		A	地域が主体的な活動を行うには観光DMOとしての機能が強く求められており、推進協議会は大きな役割を担うこととなる。
		A	補助対象経費が明確に規定されているとともに、協議会会長は市長、事務局は甑はひとつ推進室で担っている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価(一次)結果	<p>《今後の改革の方向性》</p> <p>■現状のまま継続</p> <p>□見直しの上で継続</p> <p>⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合</p> <p>□補助内容の改善 □縮小 □移管</p> <p>□休止</p> <p>□廃止</p> <p>《上記方向の理由》</p> <p>甑島地域における観光客などの受入体制の整備が喫緊の課題であり、地域主体・住民参加型の事業展開を目指していく。</p>	外部評価結果	<p>《視点別評価》</p> <p>公益性 → □高い □低い</p> <p>必要性 → □高い □低い</p> <p>有効性 → □高い □低い</p> <p>適格性・妥当性 → □高い □低い</p>
	<p>《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》</p>		<p>《今後の改革の方向性》</p> <p>□現状のまま継続</p> <p>□見直しの上で継続</p> <p>⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合</p> <p>□補助内容の改善 □縮小 □移管</p> <p>□休止</p> <p>□廃止</p> <p>《まとめ》</p>

甌島ツーリズム推進協議会運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市企画政策部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第98号）第2条の表に掲げる甌島ツーリズム推進協議会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 甌島ツーリズム推進協議会運営補助金に係る補助事業等は、市と連携した甌島地域の振興を図るためのものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 甌島ツーリズム推進協議会運営補助金の額は、次条に定める補助対象経費のうち予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 甌島ツーリズム推進協議会運営補助金は、協議会の事業に係る次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 運営費
- (2) 事業費
- (3) 予備費
- (4) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費

(交付の申請)

第5条 甌島ツーリズム推進協議会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年3月31日までとする。

(交付の基準)

第6条 甌島ツーリズム推進協議会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、甌島ツーリズム推進協議会運営補助金を交付することが適当でないとして認められる場合

(実績報告)

第7条 甌島ツーリズム推進協議会運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 当該補助事業等に係る状況報告写真
- (3) 当該補助事業等に係る領収書又は請求書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 甌島ツーリズム推進協議会運営補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、各事業の項目及び内容並びにその実施による成果等を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 甌島ツーリズム推進協議会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の甌島地域の振興に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、企画政策部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成27年10月14日から施行する。